

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第15号 | 2005年11月・12月

■CONTENTS | 懇話会オンライン | 懇話会報告 | 懇話会報告：拡大版 |

懇話会オンライン

今回は、静岡大学の松田純先生のご講演「**エンハンスメント(増進的介入)が問いかけるもの——人間像と社会選択をめぐる射程**」をお届けいたします。

【懇話会報告】福岡佐織さん 小泉信三賞受賞記念祝賀懇話会

林 雅代 (社会倫理研究所第二種研究所員)



2005年9月29日(木)、南山大学D棟6階51教室にて、福岡佐織さん小泉信三賞受賞記念祝賀懇話会が開催された。これは、南山高等学校女子部3年生の福岡佐織さんが、2005年1月、「在宅介護—最高の別れ—」と題する論文により、慶應義塾の主催する第29回小泉信三賞全国高校生小論文コンテストにおいて、佳作を受賞されたことを祝して企画されたものである。この懇話会の講演は「在宅介護だから出来たこと 在宅介護でも出来なかつたこと」と題され、小論文執筆後にさらに深められた、福岡さんの在宅介護についての考えが発表された。また、亡くなられた御尊祖父の主治医であった、名古屋掖済会病院救命救急センター長・救急科部長・外科部長の北川喜己先生にも、主治医としての経験や介護・終末医療のあり方についてお話しいただいた。

福岡さんの講演は、大きく2つのパートから構成されていた。1つめは自らが経験した在宅介護の概要と、その経験から導かれた在宅介護のメリットとデメリットについてである。福岡さんの在宅介護では、被介護者の明るい性格や家族・親族・医療関係者の緊密な連携によって、介護生活の悲壮感が悲壮美へと変わっていったという。病院とは異なり、整った環境での在宅介護は、慣れ親しんだ生活の場で親しい人々と最後まで関わ

福岡さんの講演は、大きく2つのパートから構成されていた。1つめは自らが経験した在宅介護の概要と、その経験から導かれた在宅介護のメリットとデメリットについてである。福岡さんの在宅介護では、被介護者の明るい性格や家族・親族・医療関係者の緊密な連携によって、介護生活の悲壮感が悲壮美へと変わっていったという。病院とは異なり、整った環境での在宅介護は、慣れ親しんだ生活の場で親しい人々と最後まで関わ

りながらの、尊厳ある終末医療を実現しうるものである。ただし、介護者にとっては、介護が24時間のものとなるため、気分転換を行い心身の回復を図ることが困難であるといった問題点も指摘された。講演の2つめのパートは、病状についての告知の問題についてであった。在宅介護の過程で、被介護者からの自身の病状についての問いに対して、介護者の苦悩からの解放への欲求と、被介護者のQOL (quality of life : 生活の質)の保障の必要性との間で、相当の葛藤を経験したという。そのため、小論文執筆時には、被介護者のQOLを高めるために告知は必要ではないかという考えに傾いたものの、その後は、告知についてのリビング・ウィルが必ずしも死を直視してなされるものとはいえないことなどから、近年の告知を基本とするやり方に対する疑問が深まったことが述べられた。講演の最後には、祖父の死を通して学んだこととして目に見えない大切なことの存在などが挙げられ、共にした最後の日々の写真が披露された。

北川先生のコメントとフロアを交えた質疑応答では、講演の中でも言及された告知の問題と個人情報保護法との関係や、在宅介護におけるヘルパーの関与のあり方などについて、福岡さんの在宅介護に関わられたケアマネージャーさんからのコメントも含めて議論がなされた。また、福岡さんの同級生から、家族の在宅介護についてのアドバイスが求められ、福岡さんのご家族からの発言もなされた。



学外の一般の聴衆を多く含む100名を超える参加者で満杯となった会場は、涙と笑いの入り混じった感動に包まれた。司会者の自身の家族の闘病体験から、日本における告知の問題への言及で締めくくられた懇話会は、参加者それぞれが自分自身の問題として介護や終末医療のあり方について改めて考える、貴重な機会となったのではないだろうか。

【懇話会報告：拡大版】ノイマン 教授講演

山田 秀 (社会倫理研究所第一種研究所員)

9月16日に今年度第5回社会倫理研究所懇話会が開かれました。

この懇話会は、IVR (Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie、法哲学・社会哲学国際連合) 日本支部と愛知法理研究会の後援の下、神戸レクチャーへの招待講演者であるウルフリト・ノイマン先生を講師にお迎えして実現することとなりました。

ノイマン先生が初めて来日されたのは、1987年第13回IVR世界大会が神戸で開

催された時でして、奥様を初めて同伴されての今回が3回目だそうです。神戸レクチャーは、この世界大会を記念して、その後、1年おきに著名な活躍中の学者または活躍の大きいに期待される若手研究者を招待して記念講演を行って貰うというもので、当研究所としては、既に一昨年、エミリオス・クリストドゥリディス先生にお越しいただいております。



さて、ノイマン先生は、京都、名古屋、東京、東北の各地において、多岐にわたるセミナーを予定されておりますが、名古屋では南山大学社会倫理研究所主催の懇話会で、いかにも本学に相応しい「人間の尊厳の原理」という論題でお話をして下さいました。以下、懇話会当日の様様を一部ご報告いたします。



11時30分頃大学正門にノイマン教授ご夫妻が服部高宏京都大学教授に付き添われて到着。N棟社会倫理研究所所長室にご案内。懇話会についての簡単な打合せほか歓談。12時、教職員食堂に移動。澤木勝茂社会倫理研究所所長、森際康友IVR副理事長、高橋広次愛知法理研究会代表と合流しての、昼食会。恒例では、懇話会終了後に講師を囲んでの懇親会が開かれるのですが、今回は、ノイマン先生の旅程の都合上、変則的に、社

会倫理研究所としましては懇親会に代えて昼食会を準備しました。研究所側からは、奥田太郎、山田秀両所員同席。ノイマン教授は、フランクフルト大学で法哲学、法社会学、刑法、刑事訴訟法を教えておられます。日独の大学事情の違いがここに現われているのでしようけれども、そしてそれはノイマン先生も同意なさっていましたが、それにしても、四講座を担当されるとは、並みの力量ではありません。率直に話すと、先生は、一人の学者が四つもの専門をこなせるものではないですよ、若し無理して実行しようとしたら、総てが上辺だけの脆弱なものになってしまうのでしよう。ですから、私は、法社会学と刑事訴訟法は少しはかかわりますけれども、力は、法哲学と刑法に注いでいます。刑法では、註釈も書いています。これをしておかないと、実定法学者からは、専門外の独り言のようにあしらわれてしまうのでしよう。アテネご出身との奥様ともギリシヤの風土や異宗教信者の結婚にまつわるちょっとしたお話を伺うことができました。・・・キャンパス内のグリーンエリアで丁度学生たちが熱心に受難劇の練習に打ち込んでいる姿を興味深げに先生は観察しておられ、そうこうした会話が交わされました。所長室に置いてあった旅行かばんなどを運んで、懇話会会場J棟Pルームに移動。

13時30分。澤木勝茂社会倫理研究所所長の英語による開会の挨拶により懇話会が始まりました。司会は、研究所所員の山田担当。日本語によるご来場の皆様への挨拶、ドイツ語によるノイマン先生ご夫妻への挨拶を介して、いよいよ、ノイマン先生の講演

が始まりました。今回は、ドイツ語による講演ということで、事前申し込みを奨励しておきまして、講演原稿の邦訳を事前に配布しておりましたが、当日参加の方も非常に多く、参加者には訳文に目を通していただくようお願いしました。

ノイマン先生は、懇話会実現のために尽力してくださった方々への謝辞を述べられ、用意されていた原稿に即して朗読を始められました。最初に司会者から30分で報告を終えられるよう要請していたものですから、先生は、終了間際に一節を飛ばされて、その要請にきちんと応じて下さいました。

冒頭部分で、講演の問題設定が表明されます。人間の尊厳という原理は、拘束力ある法原理として現在では承認されています。しかし、この原理は、法文化、理念史、国家哲学のどの観点から見ても相対的でしかありません。そこで、ノイマン先生は、その実効性という側面からではなく、規範的プログラムとしてこれを考察したい、とされました。



義務論として人間の尊厳原理を構成してしまうと、有無を言わさない議論を展開することになり、そこでは人間の尊厳の名の下に「専制的支配」が現われる、というのがノイマン先生の基本的問題意識でした。

とうぜん、人間の尊厳論のインフレが生ずる訳でありましょう。そういう問題構造の了解のもとで、ノイマン先生は、人間の尊厳を、一方では集合主義的に理解する議論、他方ではこれを生物学主義的に理解する議論を検討していかれます。

先生の理解によれば、生殖細胞への治療的介入においては、個人の侵害ということは問題になりえません。問題となりうるのは、ユネスコの生命倫理委員会で主張されるように、「人間性一般の遺伝素質全体」"die Erbmasse der Menschheit"への侵害とされます。しかし、この考え方を突き詰めていくと、皮肉なことに(?)、「個人の尊厳」を、自由を制約する方向で機能し始める、というのです。不都合は、実質的責任主義にも見られる、そればかりか、違法な臓器売買で命を長らえることが可能となった患者までもが処罰されることとなり、そもそも人間の尊厳原理が保護すべき当の人間に敵対してしまうという結果になる、と主張されます。

では、他方の生物学主義的と形容される議論についてノイマン先生はどのような主張を繰り広げられるのでしょうか。人間の尊厳原理のインフレ現象の背後にある大きな要因として、先生は、この生物学主義的な解釈を考えておられます。生物としての人間すべてに人間の尊厳を認めるべきである、と考えるのは、「自然」と「倫理」とを区別しないもので、例の自然主義的誤謬をおかすタイプに属する、とされます。ドイツ連邦憲法裁判所もその点では同様とされます。何故なら、そこでは「生命」と「尊厳」とが混同されているから、というのです。



ノイマン先生の見方からすれば、宗教的な見方（キリスト教的な人間観）がそのままでは最早通用力を発揮し得ない現在、そして目的論的な自然観が説得力を発揮し得ない現在では、「自然的なもの」では規範的義務拘束性を基礎づけることはできないとされます。人間の「生命」への権利は人間の尊厳に当然には含まれないのだけれども、これを理解し損なうところから、一方では未出生児（胎児、胎芽など）まで無制限に人間の尊厳原理を拡張し、他方では個人の自由権や自由利益を縮小することに援用されてしまう。その例が、積極的安楽死に求められる、というのです。

このような考察を通じて、つまり、集合主義的解釈、生物学主義的解釈を退けるノイマン先生は、それでは人間の尊厳という原理が不要になるのか、というところではない、と考えられ、ここに有名なカントの人格主義的な定言命法を持ち出されます。「人間は・・・いかなる人間によっても・・・単に手段としてではなく、・・・常に同時に目的として」扱われなければならない、と。要約していえば、人間の道具化を禁ずるという趣旨で人間の尊厳原理を解釈するという見解です。この見方から、クローン人間問題はどうか考えられるでしょうか。少なくとも人間の尊厳の「生物学的基盤（土台）」を作り出すという次元ないし段階でのクローン作成問題と人間の尊厳の保護尊重ないし侵害という次元は異なる、とノイマン先生は考えられます。人間の権利や利害関心が語られ得る前提を考慮に入れますと、それは胎芽以前には遡らない、とされます。人間の尊厳原理が他者を手段としてのみ利用することを、そしてこれだけを排除する規範的原理として作動すべきであると考えられるのであれば、例えば、（オリンピック選手に見られるような）特殊能力をもった人間を作り出す介入行為も、遺伝子技術による介入それ自体ではなく、目的設定に問題がある、と考えられます。遺伝子技術による介入やその他の問題についても、こういう訳で、ノイマン先生は、カントの定言命法と目的設定とを組み合わせ考察されるようです。そこで、人間の尊厳とその可能的侵害の論理的場は、人間の「人格的・社会的」次元に位置づけられるのであって、決して生物学的次元にあるのではない、とされます。人間像との関連では、ドイツ憲法（ドイツ連邦共和国基本法）は「人間」を保護しようというのであって、特定の「人間像」を保護しようとするのではない、と主張されます。それでも、例えば、キメラ作成（製作、作出）などに反対するのは当然であって、この場合には、規範的な「人間像」が保護される、ということとです。



最後に、人間の尊厳といえ、通常次に「不可侵性」という語が続きますが、ノイマン先生は、「可侵性」Antastbarkeitと言われます。規範的要請としての人間の尊厳原理

は、現に人間の尊厳が侵害され易い（傷つけられ易い）からこそ、それこそ「規範的要請として」作用すべきである、と考えられるのでしょう。そこから、この原理を、義務論的でも集合主義的でも生物学主義的でもなく、諸人格相互間の共同体的な協約（約束）Vesprechenという側面から、いわば関係存在論的に（この言葉はノイマン専用語ではありませんので、念のため）捉え返そうとされます。重要なのは、人間の尊厳が那邊にあるかと問うことにあるのではなく、何によって、いかなる行為によって人間は辱められるのか、を問うことにある、とされます。いわゆる「否定哲学」philosophia negativaの方途を選ばれる訳です。



ノイマン先生の主報告を受けて、日本側から5名のコメンテーターがコメントを加え、それに先生が逐次説明ないし反論を加える、という形式で懇話会は進行しました。ここでは、詳細は省きます。高橋広次教授は、尊厳を語る場合、その範囲に胎児を含めるか否か、この問いに対する回答が、人間の尊厳の中味を規定する決定的な論点となりはしないか、ノイマン先生が言われる「目的論」批判は当たらないのではないかと詳細なコメントを準備されて問われました。

ノイマン先生は、高橋論は、目的論的枠組みが完結しており、私の議論に真っ向から対立する構図を提供する、と応答されました。井川昭弘愛知法理研究会会員は、ノイマン論文の邦訳で大変な骨を折って頂きましたが、その井川氏は、「協約」に関連する重要な論点を指摘されました。つまり、その協約には誰が参加するのか、そこで一方的排除と配慮という関係が見られはしないか、尊厳の保障対象は何か、「誰の」尊厳が保護されるのか、と。ノイマン先生は、協約や同意ないし合意によって私は何も人間の尊厳を基礎付けようともくろみはしません。ただ、解釈の一つの雛形としてそれを考えることは可能であるし、相互的な承認の社会的次元を拓くことはできると考えているのです、との回答がありました。平田丈人愛知法理研究会会員は、人間の尊厳原理を考える場合の、歴史的・地理的・文化的背景における問題性を質問されました。ノイマン先生は、文化的相対性（相対主義）や歴史的相対性（相対主義）のかかわる問題の困難性を受け止められた上で、それでも、例えば、拷問の禁止を始めとする「最小限の人間尊厳原理の内容」を探求することが可能ではないか、と返答されました。山田は、ノイマン論文をごく単純に図式化して、先生の方法論を問うて見ましたところ、先生はあっさりと、私は新カント学派ですよ、と返答されました。（昼食の前後の話でも、立場は大いに異なりますが、話はよく通じました。）日本側の殿

（しんがり）は、人間の尊厳という主題に長年取り組んでおられる法哲学者西野基継教授で、西野氏は、ナチス体験を経たドイツにおいて先ず国家権力からの人権蹂躪を反省する意味で人間の尊厳が高唱されたこと、しかし、現代技術とりわけ医療生命技術が進歩して「生物学的な」問題が浮上してきたこと、それとの関連で人間の尊厳原理のインフレが生じたこと、人間尊厳原理と生物学的人間との距離が縮まってきた、と指摘されました。そして、我々は、生命を「何かの意味をもったもの」として感じ取っているのではないかと疑問を提起されました。つまり、単なる生物学的な生命と自我とは別物

として切り離されるようなものではなく、その意味で、人間の尊厳と人間の生命は＜共属＞している、と考えるべきではないか、と。これに対して、ノイマン先生は、贈与理論、貢献理論、関係理論を取り上げられ、貢献理論は排除する旨、応えられました。又、例えば、妊婦と胎児との生存可能性が両立しがたい場合に、妊婦（母親）の生命を優先するのは、人間の尊厳原理に反するものではない、と応じられました。



フロアからの質問に、胎児、胎芽、そして卵細胞につき、それは人間であるといえるのか、という質問がありまして、これに対しては、胎芽、胎児、出生児は人間であるが、それでも、その保護については段階（と訳せばいいのでしょうか）Abstufungがある、と応じられました。卵細胞は人間ではない、というご回答です。存在論をどの

ように理解されるか、それをどう評価されるか、といった趣旨の質問があり、これにノイマン先生は、存在論については通常の説明を施された後、しかし、存在論では人間の尊厳がかかわってくる場面では「有無を言わさない」危険な議論を展開することになるので、支持しない、との由でした。他にも幾つか発言がありました。フランスとの関連での質問ですとか、ノイマン先生の立場は、二元論ではなく「第三の道」を志向していることを既に別の論文で明らかにしている、とか。

ノイマン先生は、いずれの質問や問題提起に対しても、寛容な立場を取られまして、多くの場合、先ず、あなたのおっしゃることはよく分かります、とか、その限りではそうでした、とか、あなたのお考えは首尾一貫しています、という前置きをなさってから自説を述べられる風で、さすが「議論の理論」を実践されていることを感じました。

以上、いつもとは少し違って、懇話会そのものだけでなく、その前後ないし周辺事情も多少ご説明してまいりましたが、これによって少しでもご関心を持っていただけたら幸いです。又、通例ですと、講演を幾つかのパラグラフに区切って、原語による朗読、通訳者による通訳ないし要約、といった進行が予想されるころかとも思いますが、旅程の都合上、これを変更して、邦訳の事前配布を試みました。尤も、当日参加の方が予想をはるかに越えて見られましたので、その場で、配布された邦訳に目を通していただくことになりました。これによって、全体の時間節約にずいぶん貢献できたのではないかとも思われ



ますが、それでも討論の時間が不足したようにも思われ、残念でもありました。ご発言を希望しておられた参加者にはこの場を借りてお詫び申し上げます。

以上、内容についての詳細は、当研究所が紀要『社会と倫理』第19号に掲載予定の各論考をご参照くださいますようお願い致します。

懇話会の最後は、IVR副理事長の森際教授が、ノイマン教授は「人間の尊厳」が戦後ドイツの司法界で、まるで水戸黄門の印籠のように人を「ははあ」と平伏せさせ、生命倫理の重要な問題について理性的議論を途絶させる機能を持つに至ったことを憂え、関係論的観点から理性と実定性の合理的な活用を通し、生命倫理研究の自由と人間の尊厳尊重とのバランスを取ろうとするアプローチを提唱された、と纏めて下さいました。

なお、今回は参加者数が多かったことをあげねばなりません、特記すべきこととして名古屋東海地区の方々だけでなく、東京、金沢、京都、大阪、岡山、さらには佐賀、沖縄からもご参加くださった方々があり、まことに有り難いことでした。